



2026 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
代表者名 代表取締役社長 秋田 智一
(コード番号 603A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 管理部長 大野 秀二
(TEL 03-3230-1280)

定款の一部変更について

当社は、2026 年 9 月 2 日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について 2026 年 9 月 24 日開催の第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条（任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第 40 条（期末配当金）を配当に係る基準日に関する規定に変更し、内容が重複する現行定款第 41 条（中間配当金）を削除するものであります。
- (3) その他、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりとなります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 1 9 条（条文省略） （任期） 第 2 0 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 第 2 1 条～第 3 9 条（条文省略）	第 1 条～第 1 9 条（現行どおり） （任期） 第 2 0 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 （現行どおり） 第 2 1 条～第 3 9 条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 4 0 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について は、法令に別段の定めがある場合を除 き、取締役会の決議によって定めるこ とができる。
(期末配当金) 第 4 0 条 当社は株主総会の決議によって毎年 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載又 は記録された株主又は登録株式質権者 に対し金銭による剰余金の配当を支払 う。	(剰余金の配当の基準日) 第 4 1 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。
(新 設)	2 当社の中間配当の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。
(新 設)	3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。
(中間配当金) 第 4 1 条 当社は取締役会の決議によって、毎 年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録株 式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当をすること ができる。	(削 除)
第 4 2 条 (条文省略)	第 4 2 条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026 年 9 月 24 日
定款変更の効力発生日 2026 年 9 月 24 日

以 上